



平成18年5月11日

各 位

会 社 名 青木あすなる建設株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 市木良次
(コード番号 1865 東証第一部)
問 合 せ 先 取締役管理本部長 小池正晴
(TEL 03 - 5419 - 1012)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は平成18年5月10日開催の取締役会において、下記の通り「定款一部変更の件」を平成18年6月29日開催予定の当社第66回定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

公告の方法

「電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律（平成16年法律第87号）により会社の公告する方法として電子公告をもって行うことが認められました。そのため当社の公告する方法を日本経済新聞への掲載から電子公告に変更し、不測の事態に備えて、電子公告をすることができないときには日本経済新聞に掲載して行う旨を定めるものです。（定款変更案第5条）

「会社法」（平成17年法律第86号）及び「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成17年法律第87号。以下「整備法」という）が平成18年5月1日に施行されましたことにより、「会社法」及び「整備法」に基づき、当社現行定款を、次の通り所要の変更を行うものです。

- (イ) 単元未満株主の権利を合理的な範囲に限定するための規定を新設するものです。（定款変更案第11条）
- (ロ) インターネットの普及に伴い、法務省令に定めるところにより、株主総会参考書類等をインターネットで開示することで、みなし提供できるようにするための規定を新設するものです。（定款変更案第17条）
- (ハ) 取締役会の柔軟かつ迅速な意思決定を行うため、取締役会を開催せずに取締役会の決議があったものとみなすことを可能にするための規定を新

設するものです。(定款変更案28条)

(二)機動的な資本政策及び配当政策を図るため、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことを可能とする旨の規定を新設するものです。

(定款変更案第37条)

(ホ)その他、会社法の施行に伴い、現行定款第15条(開催場所)の規定の削除、変更案第4条(機関)、変更案第9条(株券の発行)の規定を新設するものです。

(ヘ)その他、会社法の施行に伴い、適用条文および用語の変更並びに条文の加除、組み替えによる条数の変更等行うものです。

定款附則の削除

期間満了に伴い、附則を削除するものです。

2. 変更の内容

変更案の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成18年6月29日

定款変更の効力発生日 平成18年6月29日

以 上

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第1条 当社は、青木あすなる建設株式会社と称し、英文では Asunaro Aoki Construction Co.,Ltd.と表示する。</p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p><u>1. 土木建築工事の設計及び監理並びに施工請負</u></p> <p><u>2. 建設工事用機械及び資材の販売及び賃貸</u></p> <p><u>3. 道路工事、舗装工事、法面安定工事の設計、施工、監理、請負</u></p> <p><u>4. 建設コンサルタント業</u></p> <p><u>5. 土砂の採取及び販売</u></p> <p><u>6. 岩石、鉱物等の試掘及び採掘並びにこれら岩石、鉱物等及びその加工品の販売</u></p> <p><u>7. 不動産の取引に関する事業</u></p> <p><u>8. 前各号に付帯する一切の事業</u></p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第1条 当社は、青木あすなる建設株式会社と称する。</p> <p><u>2. 当社の英文名は、Asunaro Aoki Construction Co.,Ltd.と表示する。</u></p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 (現行通り)</p> <p><u>(1) 土木建築工事の設計および監理並びに施工請負</u></p> <p><u>(2) 建設工事用機械および資材の販売および賃貸</u></p> <p><u>(3) 道路工事、舗装工事、法面安定工事の設計、施工、監理、請負</u></p> <p><u>(4) 建設コンサルタント業</u></p> <p><u>(5) 土砂の採取および販売</u></p> <p><u>(6) 岩石、鉱物等の試掘および採掘並びにこれら岩石、鉱物等およびその加工品の販売</u></p> <p><u>(7) 不動産の取引に関する事業</u></p> <p><u>(8) 前各号に付帯する一切の事業</u></p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 (現行通り)</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p><u>(1) 取締役会</u></p> <p><u>(2) 監査役</u></p> <p><u>(3) 監査役会</u></p> <p><u>(4) 会計監査人</u></p>

現行定款	変更案
<p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載してこれを行う。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行株式の総数)</p> <p>第5条 当社の発行する株式の総数は、<u>2億4,000万株とし、このうち2億1,000万株は普通株式、3,000万株はA種株式とする。ただし、普通株式につき消却が行われた場合、又はA種株式につき消却もしくは普通株式への転換が行われた場合には、それぞれこれに相当する株式数を減ずる。</u></p> <p>(A種株式)</p> <p>第6条 <u>当社は、議決権の無いこと以外は普通株式と異なるA種株式(無議決権普通配当株式)を発行することができる。</u></p> <p><u>取締役会の決議により、A種株式は普通株式へ転換することができる。この場合、A種株式は普通株式に1対1の比率で無償で転換されるものとする。</u></p> <p>(自己株式の買い受け)</p> <p>第7条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p>	<p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>2億3,686万4,500株とする。このうち2億800万株は普通株式、2,886万4,500株はA種株式とする。</u></p> <p>(A種株式)</p> <p>第7条 (現行通り)</p> <p style="text-align: center;">2. (現行通り)</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第8条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(1単元の株式数)</p> <p>第8条 当社の1単元の株式数は、普通株式、A種株式とも500株とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(单元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 当社は、1単元の株式の数に満たない株式(以下「单元未満株式」という)に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。</p> <p>(株券の種類)</p> <p>第10条 当社の発行する株券の種類は、取締役会の定める株式取扱規程による。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>(株券の発行)</p> <p>第9条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(单元株式数および单元未満株券の不発行)</p> <p>第10条 当社の单元株式数は、普通株式、A種株式とも500株とする。</p> <p>2. 当社は、前条の規定にかかわらず、单元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。</p> <p style="text-align: center;">(第10条に併合)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>(单元未満株式についての権利)</p> <p>第11条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p>

現行定款	変更案
<p>(名義書換代理人)</p> <p>第 11 条 当社は、<u>株式につき名義書換代理人</u>を置く。</p> <p><u>名義書換代理人及びその事務取扱場所</u>は、取締役会の決議によって<u>選定し</u>、これを公告する。</p> <p>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ)ならびに<u>株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主名簿の作成、実質株主通知の受理、単元未満株式の買取り、その他の株式に関する事務は、名義書換代理人に取り扱わせ、当社においてはこれを取り扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第 12 条 <u>株式の名義書換、実質株主名簿の作成、実質株主通知の受理、単元未満株式の買取り、その他の株式に関する手続及び手数料については、株式取扱規程の定めるところによる。</u></p>	<p>(2) <u>会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利</u></p> <p>(3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 12 条 当社は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。</p> <p>2. <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所</u>は、取締役会の決議によって<u>定め</u>、これを公告する。</p> <p>3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備え置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第 13 条 <u>当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(基準日)</p> <p>第13条 <u>当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主(実質株主を含む。以下同じ)を、その期の定時株主総会において株主の権利を行使すべき株主とみなす。</u></p> <p><u>前項に定めるほか、取締役会において必要と認めた場合には、その決議によってあらかじめ2週間前に公告し、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は質権者をもって、その権利を行使すべき株主又は質権者とみなすことができる。</u></p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第14条 <u>定時株主総会は、毎営業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要ある場合に随時招集する。</u></p> <p>(開催場所)</p> <p>第15条 <u>総会は、本店の所在地又はその隣接地において開催する。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第14条 <u>当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第15条 <u>当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第 17 条 株主又はその法定代理人が、代理人をして議決権を行使させようとするときは、当会社の議決権ある株主に限りこれを委任することができる。この場合には、代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(招集者及び議長)</p> <p>第 18 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長は取締役会の決議に基づき選任された者がその任に当る。ただし、選任された者に事故のあるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序による取締役がその任に当る。</p> <p>(議事録)</p> <p>第 19 条 <u>総会の議事の経過の要領及び結果は、議事録に記載し、議長及び出席取締役が、これに記名捺印する。</u></p> <p>第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の数)</p> <p>第 20 条 当会社の取締役は、25 名以内とする。</p> <p>(選任の方法)</p> <p>第 21 条 <u>取締役は、株主総会において選任する。</u></p>	<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第 19 条 株主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は、<u>当会社の議決権を有する他の株主 1 名に限る。</u></p> <p>2. <u>株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</u></p> <p>(第 16 条へ移設)</p> <p>(削除)</p> <p>第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第 20 条 (現行通り)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第 21 条 (現行通り)</p>

現行定款	変更案
<p>__<u>取締役の選任の決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを</u>行う。</p> <p>__<u>取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</u></p> <p>(第25条より移設)</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第<u>22</u>条 <u>取締役会の決議により、取締役のうちから代表取締役若干名を定める。</u></p> <p>(役付取締役)</p> <p>第<u>23</u>条 <u>取締役会の決議により、取締役のうちから取締役会長、取締役社長各1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>(相談役・顧問)</p> <p>第<u>24</u>条 <u>取締役会の決議により、相談役及び顧問若干名を置くことができる。</u></p>	<p>2. <u>取締役の選任決議は、議決権を使用することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって</u>行う。</p> <p>3. <u>取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第<u>22</u>条 <u>取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役)</p> <p>第<u>23</u>条 <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u></p> <p>(役付取締役)</p> <p>第<u>24</u>条 <u>取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>(相談役・顧問)</p> <p>第<u>25</u>条 <u>取締役会は、その決議によって、相談役および顧問若干名を置くことができる</u></p>

現行定款	変更案
<p>(取締役の任期)</p> <p>第 25 条 <u>取締役の任期は、就任後 1 年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>補欠選任された取締役の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の招集、通知)</p> <p>第 26 条 <u>取締役会の招集は、取締役会の定める取締役会規程によりこれを行い、会日の 3 日前までに通知を発するものとする。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(第 22 条へ移設)</p> <p>(削除)</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第 26 条 <u>取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p>2.<u>取締役会長に欠員または事故があるときは、取締役社長が、取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 27 条 <u>取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2.<u>取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の決議)</p> <p><u>第 27 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもってこれを決する。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(取締役会決議の省略)</p> <p><u>第 28 条 当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p>
<p>(取締役会の議事録)</p> <p><u>第 28 条 取締役会の議事の経過の要領及び結果は、議事録に記載し、議長及び出席取締役並びに出席監査役が、これに記名捺印する。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(取締役会規程)</p> <p>第 29 条 取締役会に関する事項は、法令及びこの定款に定めるもののほか、<u>取締役会規程の定めるところ</u>による。</p>	<p>(取締役会規程)</p> <p>第 29 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、<u>取締役会において定める取締役会規程</u>による。</p>
<p>第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役の数)</p> <p>第 30 条 当社の監査役は、5 名以内とする。</p>	<p>第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>(員数)</p> <p>第 30 条 (現行通り)</p>
<p>(監査役の選任及び補欠監査役の予選)</p> <p>第 31 条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u></p> <p><u>当社は、法令に定める監査役の員数を欠いた場合に備えて、予め株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p>	<p>(選任方法)</p> <p>第 31 条 (現行通り)</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>監査役及び補欠監査役の選任の決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p><u>第2項に定める予選の効力は、選任後最初に到来する定時株主総会の開催の時までとする。</u></p> <p>(第33条より移設)</p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第32条 <u>監査役は、互選により常勤の監査役を定める。</u></p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第33条 <u>監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会集結の時までとする。</u></p> <p><u>補欠選任された監査役の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p><u>第31条第2項に定める予選された補欠監査役が監査役に就任した場合、その監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p>	<p>2. <u>監査役の選任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(任期)</p> <p>第32条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうちに最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第33条 <u>監査役会は、その決議により常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(第32条へ移設)</p>

現行定款	変更案
<p>(監査役会の招集、通知)</p> <p>第 34 条 <u>監査役会の招集は、監査役会の定める監査役会規程によりこれを行い、会日の3日前までに通知を発するものとする。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第 34 条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2.監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>
<p>(監査役会の決議)</p> <p>第 35 条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを決する。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役会の議事録)</p> <p>第 36 条 <u>監査役会の議事の経過の要領及び結果は、議事録に記載し、出席監査役がこれに記名捺印する。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役会規程)</p> <p>第 37 条 <u>監査役会に関する事項は、法令及びこの定款に定めるもののほか、監査役会規程の定めるところによる。</u></p>	<p>(監査役会規程)</p> <p>第 35 条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>
<p>第 6 章 計 算</p> <p>(決算期及び営業年度)</p> <p>第 38 条 <u>当会社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、各営業年度の末日をもって決算を行う。</u></p>	<p>第 6 章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第 36 条 <u>当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(利益金処分)</p> <p>第 39 条 各決算期の利益金及び前期繰越金は、株主総会の決議によりこれを処分する。</p> <p>(株主配当金及び中間配当金)</p> <p>第 40 条 株主配当金は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者にこれを支払う。</p> <p>取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対し、中間配当金(商法第 293 条ノ 5 に定める金銭の分配)を支払うことができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(株主配当金の支払免除)</p> <p>第 41 条 株主配当金及び中間配当金は、支払確定の日から満 3 年を経過したときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。</p> <p>附則 第 33 条の規定にかかわらず平成 15 年 3 月期に関する定時株主総会終結前に在任する監査役については、なお従前のとおり任期は 3 年とする。</p>	<p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第 37 条 当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第 38 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。</p> <p>2.当会社は、中間配当をする場合の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。</p> <p>3.前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第 39 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</p> <p>(削除)</p>